

営繕施策・効果等の紹介

令和2年度公共建築工事積算基準類の改定

営繕品質調査官

国土交通省では、公共工事の円滑な施工の確保や建設業の働き方改革等の取組を進めています。今回、そうした取組を進めるため、国の統一基準である「公共建築工事標準単価積算基準」と、基準類の国土交通省での運用をまとめた「公共建築工事積算基準等資料」の改定を行い、令和2年度から適用しています。

また、官庁営繕工事の円滑な施工確保対策について一覧となったものが官庁営繕のHPに掲載されておりますので、普及・促進に向けた取組と併せてご紹介させていただきます。

1. 改定のポイント

(1) 公共建築工事標準単価積算基準の改定

○複合単価、市場単価、見積価格について下請経費、法定福利費等が含まれていることを明確化しました。

○公共建築工事標準仕様書等の他の基準との整合を図るため標準歩掛りを修正しました。

URL https://www.mlit.go.jp/gobuild/kijun_toutukijyun_s_hyoujyun_bugakari.htm

(2) 公共建築工事積算基準等資料の改定

○法定外の労災補償保険への加入を入札の要件化することに伴う、現場管理費の補正を追加しました。

○墜落制止用器具（フルハーネス型）の元請負担分、下請負担分の加算を追加しました。

○緊急時等、やむを得ず法定休日に作業を行う場合の労務費の補正を追加しました。

URL https://www.mlit.go.jp/gobuild/shiryuu_sekisan_unnyou.htm

2. 普及・促進に向けた取組

○これらは、地方整備局等への通知とともに、都道府県・政令指定都市へ参考送付します。

○今後、各種会議等における説明や、公共建築相談窓口による個別相談対応等により、普及・促進・支援に努めます。

○これらの基準類の活用により、公共建築工事の適正な予定価格の設定と円滑な施工確保に資することを期待するものです。

URL https://www.hkd.mlit.go.jp/ky/ez/ei_chou/ud49g7000000cgar.html

官庁営繕のQ&A?

相談窓口について

- 国土交通省では、公共建築に関する技術的な相談を広く受け付けるための窓口を開設
- 平成14年から、公共建築に関する相談窓口を以下に統一的に設置
(国土交通省大臣官房官庁営繕部、各地方整備局営繕部、各営繕事務所等)

相談者等

○平成30年度(平成30年4月～平成31年3月)は、延べ2,292件の相談を受付
○令和元年度(平成31年4月～令和2年3月)は、延べ2,442件の相談を受付

相談者別内訳
(平成31年4月～令和2年3月)

相談者等	割合
国	34%
都道府県	19%
政令市	7%
市町村	12%
民営等(非)	25%
独法等	3%

※民営等…民間民法務、設計事務所、建設業者等

相談内容等

- 主な相談内容
 - ・企画立案
 - ・事業実施(設計、積算、入札手続き、工事監理)
 - ・保全
 - ・官庁営繕に関する技術基準の運用 等
- 情報提供可能な直轄営繕工事の取組
 - ・適正な予定価格の設定方法
 - ・適切な工期設定の考え方
 - ・適切な設計変更
 - ・施工時期の平準化 等

3. 官庁営繕工事の円滑な施工確保対策

○国土交通省官庁営繕部が発注する営繕工事における円滑な施工確保対策として、施工条件明示、見積活用方式などの対策を行っています。下記 HP に一覧として掲載されています。

URL https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk2_000006.html